

一三 指針（日米防衛協力のための指針）

一 日米安全保障協議委員会の下部機構として設置された防衛協力小委員会で、日米安保条約及びその関連取極の目的の効果的達成を図るために日米間の防衛協力の在り方について研究・協議を行った結果を取りまとめ、日米安全保障協議委員会で了承されたものである。昭和五三年一月二八日、国防会議の審議を受け、さらに、同日の閣議においても、その経過、内容について外務大臣及び防衛庁長官が報告し、了承されている。

二 この指針は、基本的には後に行われる研究作業のガイドラインとしての性格を有するにとどまり、その取り扱いはそれぞれの政府の判断に委ねられる。政府間の協定と異なり、政府としての行政措置等を義務付けるものではない。

三 指針の内容は、侵略を未然に防止するための態勢、日本に対する武力攻撃に対する対処行動等及び日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米協力の三項目からなり、基本原則とそのための共同研究等の実施が記述されている。この指針を受けて、共同作戦計画の研究その他の研究が行われている。

(注) 「日米安全保障協議委員会」は、「安全保障協議委員会の設置に関する往復書簡」「一九六〇年一月二九日付」に基づき、日米安保条約にかかる協議を行うために設置されたものである。その構成員は、日本側においては、外務大臣及び防衛庁長官であり、アメリカ側においては、國務長官及び国防長官である（アメリカ側の構成員は、当初、日本国駐在大使及び太平洋軍事司令官であったが、その後、「安全保障協議委員会の構成の変更に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の交換公文」「平成二

年一二月二六日付]により改められた。)。

(国会答弁例)

○国務大臣 (後藤田正晴君) . . .

〔参・予算委 昭六二・五・一九
後藤田内閣官房長官 答弁〕

二 「日米防衛協力のための指針」は、日米安全保障協議委員会の下部機構たる防衛協力小委員会における研究・協議の結果を取りまとめて文書として作成したものであり、昭和五十三年十一月二十七日に開催された第十七回日米安全保障協議委員会において報告され、了承されたものである。これは、あくまでも爾後行われるべき研究作業等のガイドラインとしての性格を有するものであって、外務大臣及び防衛厅長官が処理すべきものであり、また、政府としての具体的行政措置等を定めるものではないので、闇議書をもつて付議される案件として処理されなかつたが、その内容上、日米防衛協力の在り方にわたるものであることから、シビリアン・コントロールの確保という面も考慮し、昭和五十三年十一月二十八日の国防会議で審議を行い、さらに同日の閣議において、資料を席上配付の上、所管大臣たる外務大臣及び防衛厅長官が発言し、その経緯、内容を報告し、了承されたものである。

(参考資料)

○日米安全保障協議委員会が了承した防衛協力小委員会の報告 (昭和五三年一一月二七日)

昭和五一一年七月八日に開催された日米安全保障協議委員会で設置された防衛協力小委員会は、今まで八回の会合を行つた。防衛協力小委員会は、日米安全保障協議委員会によって付託された任務を遂行するに当たり、次の前提条件及び研究・協議事項に合意した。

1 前提条件

- (1) 事前協議に関する諸問題、日本の憲法上の制約に関する諸問題及び非核三原則は、研究・協議の対象としない。
- (2) 研究・協議の結論は、日米安全保障協議委員会に報告し、その取扱いは、日米両国政府のそれぞれの判断に委ねられるものとする。この結論は、両国政府の立法、予算なし行政上の措置を義務づけるものではない。

2 研究・協議事項

- (1) 日本に武力攻撃がなされた場合又はそのおそれのある場合の諸問題
- (2) (1)以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の諸問題
- (3) その他（共同演習・訓練等）

防衛協力小委員会は、研究・協議を進めるに当たり、日本に対する武力攻撃に際しての日米安保条約に基づく日米間の防衛協力のあり方についての日本政府の基本的な構想を聴取し、これを研究・協議の基礎として作業を進めることとした。防衛協力小委員会は、小委員会における研究・協議の進捗を図るため、下部機構として、作戦、情報及び後方支援の三部会を設置した。これらの部会は、専門的な立場から研究・協議を行つた。更に、防衛協力小委員会は、その任務内にあるその他の日米間の協力に関する諸問題についても研究・協議を行つた。

防衛協力小委員会がこゝに日米安全保障協議委員会の了承を得るため報告する「日米防衛協力のための指

針」は、以上のような防衛協力小委員会の結果である。

○日米防衛協力のための指針

この指針は、日米安保条約及びその関連取極に基づいて日米両国が有している権利及び義務に何ら影響を与えるものと解されてはならない。

この指針が記述する米国に対する日本の便宜供与及び支援の実施は、日本の関係法令に従うことが了解される。

I 侵略を未然に防止するための態勢

1 日本は、その防衛政策として自衛のため必要な範囲内において適切な規模の防衛力を保有するとともに、その最も効率的な運用を確保するための態勢を整備・維持し、また、地位協定に従い、米軍による在日施設・区域の安定的かつ効果的な使用を確保する。また、米国は、核抑止力を保持するとともに、即応部隊を前方展開し、及び来援し得るその他の兵力を保持する。

2 日米両国は、日本に対する武力攻撃がなされた場合に共同対処行動を円滑に実施し得るよう、作戦、情報、後方支援等の分野における自衛隊と米軍との間の協力態勢の整備に努める。

このため、

(1) 自衛隊及び米軍は、日本防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的に共同して実施するため、共同作戦計画についての研究を行う。また、必要な共同演習及び共同訓練を適時実施する。

更に、自衛隊及び米軍は、作戦を円滑に共同して実施するため作戦上必要と認める共通の実施要領をあらかじめ研究し、準備しておく。この実施要領には、作戦、情報及び後方支援に関する事項が含まれる。また、通信電子活動は指揮及び連絡の実施に不可欠があるので、自衛隊及び米軍は、通信電

子活動に関するも相互に必要な事項をあらかじめ定めておく。

(2) 自衛隊及び米軍は、日本防衛に必要な情報を作成し、交換する。自衛隊及び米軍は、情報の交換を円滑に実施するため、交換する情報の種類並びに交換の任務に当たる自衛隊及び米軍の部隊を調整して定めておく。また、自衛隊及び米軍は、相互間の通信連絡体系の整備等所要の措置を講ずることにより緊密な情報協力態勢の充実を図る。

(3) 自衛隊及び米軍は、日米両国がそれぞれの自國の自衛隊又は軍の後方支援について責任を有するとの基本原則を踏まえつつ、適時、適切に相互支援を実施し得るよう、補給、輸送、整備、施設等の各機能について、あらかじめ緊密に相互に調整し又は研究を行う。この相互支援に必要な細目は、共同の研究及び計画作業を通じて明らかにされる。特に、自衛隊及び米軍は、予想される不足補給品目、数量、補完の優先順位、緊急取得要領等についてあらかじめ調整しておくとともに、自衛隊の基地及び米軍の施設・区域の経済的かつ効率的な利用のあり方について研究する。

II 日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等

1 日本に対する武力攻撃がなされるおそれのある場合

日米両国は、連絡を一層密にして、それぞれ所要の措置をとるとともに、情勢の変化に応じて必要と認めるときは、自衛隊と米軍との間の調整機関の開設を含め、整合のとれた共同対処行動を確保するために必要な準備を行う。

自衛隊及び米軍は、それぞれが実施する作戦準備に関し、日米両国が整合のとれた共通の準備段階を選択し自衛隊及び米軍がそれぞれ効果的な作戦準備を協力して行うこととを確保することができるよう、共通の基準をあらかじめ定めておく。

この共通の基準は、情報活動、部隊の行動準備、移動、後方支援その他の作戦準備に係る事項に関し、

部隊の警戒監視のための態勢の強化から部隊の戦闘準備の態勢の最大限の強化にいたるまでの準備段階を区分して示す。

自衛隊及び米軍は、それぞれ、日米両国政府の合意によって選択された準備段階に従い必要と認める作戦準備を実施する。

2 日本に対する武力攻撃がなされた場合

- (1) 日本は、原則として、限定的かつ小規模な侵略を独力で排除する。侵略の規模、態様等により独力で排除することが困難な場合には、米国の協力をまって、これを排除する。
- (2) 自衛隊及び米軍が日本防衛のための作戦を共同して実施する場合には、双方は、相互に緊密な調整を図り、それぞれの防衛力を適時かつ効果的に運用する。

(i) 作戦構想

自衛隊は主として日本の領域及びその周辺海空域において防勢作戦を行い、米軍は自衛隊の行う作戦を支援する。米軍は、また、自衛隊の能力の及ばない機能を補完するための作戦を実施する。

自衛隊及び米軍は、陸上作戦、海上作戦及び航空作戦を次のとおり共同して実施する。

(a) 陸上作戦

陸上自衛隊及び米陸上部隊は、日本防衛のための陸上作戦を共同して実施する。

陸上自衛隊は、阻止、持久及び反撃のための作戦を実施する。

米陸上部隊は、必要に応じ来援し、反撃のための作戦を中心に陸上自衛隊と共同して作戦を実施する。

(b) 海上作戦

海上自衛隊及び米海軍は、周辺海域の防衛のための海上作戦及び海上交通の保護のための海上

作戦を共同して実施する。

海上自衛隊は、日本の重要な港湾及び海峡の防備のための作戦及び周辺海域における対潜作戦、船舶の保護のための作戦その他の作戦を主体となって実施する。

米海軍部隊は、海上自衛隊の行う作戦を支援し、及び機動打撃力を有する任務部隊の使用を伴うような作戦を含め、侵攻兵力を撃退するための作戦を実施する。

(c) 航空作戦

航空自衛隊及び米空軍は、日本防衛のための航空作戦を共同して実施する。

航空自衛隊は、防空、着上陸侵攻阻止、対地支援、航空偵察、航空輸送等の航空作戦を実施する。

米空軍部隊は、航空自衛隊の行う作戦を支援し、及び航空打撃力を有する航空部隊の使用を伴うような作戦を含め、侵攻兵力を撃退するための作戦を実施する。

(d) 陸上作戦、海上作戦及び航空作戦を実施するに当たり、自衛隊及び米軍は、情報、後方支援等の作戦に係る諸活動について必要な支援を相互に与える。

(ii) 指揮及び調整

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下に、それぞれの指揮系統に従って行動する。自衛隊及び米軍は、整合のとれた作戦を共同して効果的に実施することができるよう、あらかじめ調整された作戦運用上の手続に従って行動する。

(iii) 調整機関

自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、調整機関を通じ、作戦、情報及び後方支援について相互に緊密な調整を図る。

(iv) 情報活動

自衛隊及び米軍は、それぞれの情報組織を運営しつつ、効果的な作戦を共同して遂行することに資するため緊密に協力して情報活動を実施する。このため、自衛隊及び米軍は、情報の要求、収集、処理及び配布の各段階につき情報活動を緊密に調整する。自衛隊及び米軍は、保全に關しそれぞれ責任を負う。

(v) 後方支援活動

自衛隊及び米軍は、日米両国間の関係取扱に従い、効率的かつ適切な後方支援活動を緊密に協力して実施する。

このため、日本及び米国は、後方支援の各機能の効率性を向上し及びそれの能力不足を軽減するよう、相互支援活動を次のとおり実施する。

(a) 補給

米国は、米国製の装備品等の補給品の取得を支援し、日本は、日本国内における補給品の取得を支援する。

(b) 輸送

日本及び米国は、米国から日本への補給品の航空輸送及び海上輸送を含む輸送活動を緊密に協力して実施する。

(c) 整備

米国は、米国製の品目の整備であつて日本の整備能力が及ばないものを支援し、日本は、日本国内において米軍の装備品の整備を支援する。整備支援には、必要な整備要員の技術指導を含める。関連活動として、日本は、日本国内におけるサルベージ及び回収に関する米軍の需要について

ても支援を与える。

(d) 施設

米軍は、必要なときは、日米安保条約及びその関連取極に従って新たな施設・区域を提供される。また、効果的かつ経済的な使用を向上するため自衛隊の基地及び米軍の施設・区域の共同使用を考慮することが必要な場合には、自衛隊及び米軍は、同条約及び取極に従って、共同使用を実施する。

III 日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米間の協力

日米両政府は、情勢の変化に応じ隨時協議する。

日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合に日本が米軍に対しても行う便宜供与のあり方は、日米安保条約、その関連取極、その他の日米間の関連取極及び日本の関係法令によって規定される。日米両政府は、日本が上記の法的枠組みの範囲内において米軍に対し行う便宜供与のあり方にについて、あらかじめ相互に研究を行う。このような研究には、米軍による自衛隊の基地の共同使用その他の便宜供与のあり方に関する研究が含まれる。